



平成29年7月3日から

運転免許の自主返納がしやすくなります

- ・ 代理人による申請受付を開始します。
- ・ 運転経歴証明書の郵送交付を開始します



代理申請できる手続き

代理申請できる手続きの種類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 運転免許の自主返納（申請による運転免許の取消し） ・ 運転経歴証明書交付申請（自主返納と同時に申請できます） ・ 運転経歴証明書記載事項変更届出 ・ 運転経歴証明書再交付申請（警察署は除きます） 	
代理申請できる条件（申請者）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者が、窓口に来所することが困難で、家族等が本人に代わって来所できる場合に限りです。 ・ 申請者が「委任状兼確認書」を作成できる場合に限りです。 ※委任及び免許返納の意思を書面により確認するためです。 	
代理人の範囲と確認書類等 （申請者の運転免許証と右の確認書類を持参してください。）	3親等以内の親族	同居の場合は、本人確認書類のみ 別居の場合は、戸籍謄本等関係を示す書類
	介護施設等の職員	申請者が入居していることの証明書類及び介護施設等の職員であることの証明書類
	その他の場合	個別に相談させていただきます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ すべての代理人の方に本人確認書類を提示していただきます。 本人確認書類：運転免許証、健康保険証、住民票など ・ 代理人の方に「誓約書」を作成していただきます。（一部を除く） 	

運転経歴証明書の再交付申請の場合は、「運転経歴証明書（亡失・滅失）てん末書」が必要です。「委任状兼確認書」、「誓約書」、「運転経歴証明書（亡失・滅失）てん末書」は、下記からダウンロードしていただくか、運転者教育センター又は警察署交通課の窓口でお受け取りください。

[委任状兼確認書](#)、[誓約書](#)、[運転経歴証明書（亡失・滅失）てん末書](#)

運転経歴証明書の郵送交付

郵送を希望する場合の手続	<p>郵送を希望される場合は、窓口での申請時に、返信用封筒を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 送付先（郵便番号、住所、申請者の氏名）を記載 ・ 392円分の切手を貼付 <p>運転経歴証明書は、簡易書留で郵送します。</p>
--------------	---

